

事 務 連 絡
令 和 6 年 1 月 9 日

各都道府県、指定都市
障害保健福祉主管部(局)御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

自立支援医療における経過的特例の令和6年4月以降の取扱いについて

自立支援医療の事務の実施につきまして、平素より御尽力いただき御礼申し上げます。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)附則第12条及び第13条の規定に基づく、自立支援医療の支給認定に係る政令で定める基準及び負担上限月額の経過的特例(以下「経過的特例」という。)については、令和6年3月31日までとなっているところですが、令和6年4月1日以降も本経過的特例を延長する予定としており、令和5年11月20日の社会保障審議会障害者部会において議論されたところです。

今回の延長に伴う必要な政令の改正については、現在作業を進めているところですが、公布後速やかに対応できるようにする観点から、下記を参考の上、あらかじめ準備いただくよう管内各関係機関へ周知いただくとともに、事業の適正な実施が図られるようお願いいたします。

なお、各都道府県担当者におかれましては、管内市町村担当者に本事務連絡を周知していただくようお願いいたします。

記

1. 令和4年12月23日付け事務連絡に基づく対応を行う場合について

令和4年12月23日付け事務連絡により、自立支援医療受給者証(以下「受給者証」という。)に「経過的特例が延長された場合は令和〇年〇月〇日までとする。」等の記載をした場合については、経過的特例が延長される予定であることから、受給者証の変更等の取扱いは不要である。

2. 1.以外による対応を行う場合について

経過的特例の延長に伴い、各自治体の判断により、支給認定障害者等の負担軽減及び

各自治体の事務の簡素化の観点から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第56条第2項の規定により職権により、受給者証の有効期間の満了日を延長すること等が可能である。この場合、有効期間の満了日を延長した受給者証及び自己負担上限額管理票（以下「管理票」という。）を新たに作成し、政令改正の公布後速やかに受給者に交付すること。

3. 留意事項

(1) 2. の支給認定障害者等が所持している受給者証及び管理票について

回収することを原則とするが、各自治体の判断により、支給認定障害者等に対して受給者証及び管理票の破棄を確実に行うよう周知するなど適宜の方法により対応しても差し支えない。

(2) 新たな受給者証等の交付時期について

支給認定の更新申請があり、当該支給認定の有効期間の満了日が令和6年4月1日以降となる場合又は令和6年4月1日以降を支給認定開始日とする新規申請者からの申請書の提出があった場合における当該支給認定に係る受給者証及び管理票の交付については、政令改正の公布後速やかに行っていただきたい。ただし、これらの申請に係る支給認定が経過的特例に係る負担上限額月額に関わらないものである場合は、この限りではない。

(3) 2. の支給認定障害者等が既に取得した診断書について

2. の支給認定障害者等が、受給者証の有効期間の満了日到来に伴い支給認定を更新するため、既に診断書を取得している場合であって、次回の申請（今回の職権変更により、延長された有効期間の満了日が到来に伴う申請）時において再度診断書を取得させる必要がないと認めるときは、既に取得した診断書の作成日にかかわらず、当該診断書の提出を認めることとして差し支えない。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課自立支援医療係
TEL:03-5253-1111(内3057)
E-mail:jiritsuiryou@mhlw.go.jp

(参考)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成十七年法律第二百二十三号)

(支給認定の変更)

第五十六条 支給認定障害者等は、現に受けている支給認定に係る第五十四条第二項の規定により定められた指定自立支援医療機関その他の主務省令で定める事項について変更の必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村等に対し、支給認定の変更の申請をすることができる。

2 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の主務省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。

3 第十九条第二項の規定は市町村等が行う前項の支給認定の変更の認定について、同条第三項から第五項までの規定は市町村が行う前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村等は、第二項の支給認定の変更の認定を行った場合には、医療受給者証に当該認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(平成十八年政令第十号)

附則

(支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例)

第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、令和六年三月三十一日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千元以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。

(指定自立支援医療に係る負担上限月額経過的特例)

第十三条 指定自立支援医療(育成医療を除く。)に係る負担上限月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和六年三月三十一日までの間は、前条で規定する基準の経過的特例に該当する支給認定障害者等については、二万円とする。

2 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和六年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める

額とする。

- 一 前条で規定する基準の経過的特例に該当する者 二万円
- 二 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等(次号に掲げる者を除く。) 一万円
- 三 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千円未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等 五千円

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

(平成十八年厚生労働省令第十九号)

(法第五十六条第一項に規定する主務省令で定める事項)

第四十四条 法第五十六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第五十四条第二項の規定に基づき定められた指定自立支援医療機関
- 二 負担上限月額及び負担上限月額に関する事項
- 三 支給認定の有効期間(第四十一条第八号に掲げる医療の具体的方針に変更を伴わない場合に限る。)
- 四 第四十一条第八号に掲げる医療の具体的方針